# 年金記録訂正請求に係る答申について

# 東海北陸地方年金記録訂正審議会 令和6年6月24日答申分

# ○答申の概要

 (1)年金記録の訂正の必要があるとするもの
 O件

 国民年金関係
 O件

 厚生年金保険関係
 O件

 (2)年金記録の訂正を不要としたもの
 2件

 国民年金関係
 O件

2件

厚生年金保険関係

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 2300159 号 厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 2400013 号

#### 第1 結論

第2の2に示す請求期間①から⑤までについて、請求者のA社における厚生年 金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

第2の2に示す請求期間⑥について、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2の2に示す請求期間⑦から⑫までについて、請求者のA社における厚生年 金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

# 第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和31年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成23年10月1日から平成24年4月1日まで

- ② 平成24年4月1日から同年10月1日まで
- ③ 平成27年10月1日から平成28年4月1日まで
- ④ 平成28年10月1日から平成29年10月1日まで
- ⑤ 平成30年10月1日から平成31年4月1日まで
- ⑥ 平成19年3月1日から平成28年4月1日まで
- ⑦ 平成24年7月9日
- ⑧ 平成24年12月10日
- 9 平成28年3月20日
- ⑩ 平成28年7月15日
- ① 平成30年3月16日
- ② 令和1年7月12日

請求期間①から⑤までについては標準報酬月額が間違っているので記録を訂正してほしい。

請求期間⑥について、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。 請求期間⑦、⑧及び⑩から⑫までについては標準賞与額が間違っている、請求 期間⑨については標準賞与額の記録がないので、記録を訂正してほしい。

#### 第3 判断の理由

1 請求期間①から⑤までについて、請求者は、標準報酬月額の訂正を求めているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以

下「厚生年金特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。また、厚生年金特例法に基づき、記録の訂正が行われるのは、当該認定額がオンライン記録の標準報酬月額を上回る場合である。

請求期間③から⑤までについて、オンライン記録によると、請求者の標準報酬月額は、請求期間③は28万円、請求期間④及び⑤は26万円と記録されているところ、A社から提出された2015年分から2018年分までの賃金台帳兼所得税源泉徴収簿、平成31年1月分から同年3月分までの給与支給明細一覧(社員)及び2019年4月支給給与明細並びに同社の回答により、当該期間の標準報酬月額の決定の基礎となる期間の報酬月額に基づく標準報酬月額(以下「本来の標準報酬月額」という。)(請求期間③は28万円、請求期間④及び⑤は26万円)及び事業主が源泉控除していた厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額(請求期間③は28万円、請求期間④及び⑤は26万円)は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できることから、厚生年金特例法による保険給付の対象には当たらないため、記録の訂正は認められない。

請求期間①及び②について、A社は、当該期間に係る賃金台帳等の資料は保存期間経過のため保管していない旨回答しており、課税庁は、保存期間経過のため当該期間に係る課税資料はない旨回答していることから、請求者の当該期間に係る給与額及び厚生年金保険料の控除について確認又は推認できない。

このほか、請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について 確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 請求期間⑥について、当該期間は、請求期間①、②及び③を含む平成19年3月1日から平成28年4月1日までの109か月と長期間であるところ、請求者から請求期間⑥に係る陳述等は得られず、請求内容の詳細は不明であることから、当該期間のうち、請求期間①、②及び③を除く期間について標準報酬月額の訂正の可否について調査を行った。

請求期間⑥のうち、平成 25 年1月1日から同年9月1日までの期間について、オンライン記録によると、請求者の標準報酬月額は、24万円と記録されているところ、A社から提出された 2013 年分の賃金台帳兼所得税源泉徴収簿及び同社の回答により、当該期間の報酬月額に見合う標準報酬月額(平成 25 年1月及び同年2月は28万円、平成25年3月は26万円、平成25年4月は28万円、平成25年5月は26万円、平成25年6月及び同年7月は28万円、平成25年8月は30万円)は、オンライン記録の標準報酬月額を超えることが確認できるものの、事業主が源泉控除していた厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額(24万円)が、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できることから、厚生年金特例法による保険給付の対象には当たらないため、記録の

訂正は認められない。

請求期間⑥のうち、平成25年9月1日から平成27年10月1日までの期間について、オンライン記録によると、請求者の標準報酬月額は、28万円と記録されているところ、A社から提出された2013年分から2015年分の賃金台帳兼所得税源泉徴収簿及び同社の回答により、当該期間の本来の標準報酬月額(28万円)及び事業主が源泉控除していた厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額(28万円)が、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できることから、厚生年金特例法による保険給付の対象には当たらないため、記録の訂正は認められない。

請求期間⑥のうち、平成19年3月1日から平成20年3月1日までの期間について、当該期間は、請求者自ら主張するA社入社日(平成20年3月1日)より前の期間である上、オンライン記録により、当該期間は、同社における厚生年金保険の被保険者資格取得日(平成20年3月1日)前の期間であり、国民年金の第3号被保険者期間であることが確認できる。

請求期間⑥のうち、平成20年3月1日から平成23年10月1日までの期間及び平成24年10月1日から平成25年1月1日までの期間について、A社は、当該期間に係る賃金台帳等の資料は保存期間経過のため保管していない旨回答しており、課税庁は、保存期間経過のため当該期間に係る課税資料はない旨回答していることから、請求者の当該期間に係る給与額及び厚生年金保険料の控除について確認又は推認できない。

このほか、請求者の請求期間⑥のうち、平成19年3月1日から平成23年10月1日までの期間及び平成24年10月1日から平成25年1月1日までの期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間⑥のうち、平成19年3月1日から平成23年10月1日までの期間及び平成24年10月1日から平成25年1月1日までの期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

3 請求期間⑦から⑫までについて、請求者は、標準賞与額の訂正を求めているところ、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。また、厚生年金特例法に基づき、記録の訂正が行われるのは、当該認定額がオンライン記録の標準賞与額を上回る場合である。

請求期間⑩から⑫までについて、オンライン記録によると、請求者の標準賞与額は、請求期間⑩は10万2,000円、請求期間⑪は5万円、請求期間⑫は5万6,000円と記録されているところ、A社から提出された2016年分及び2018年分の賃金台帳兼所得税源泉徴収簿並びに2019年5月1日から2020年2月29日までの賃金台帳により、当該期間の賞与額に見合う標準賞与額(請求期間⑩は10万2,000円、請求期間⑪は5万円、請求期間⑫は5万6,000円)及び事業

主が源泉控除していた厚生年金保険料額に見合う標準賞与額(請求期間⑩は10万2,000円、請求期間⑪は5万円、請求期間⑫は5万6,000円)は、オンライン記録の標準賞与額と同額であることが確認できることから、厚生年金特例法による保険給付の対象には当たらないため、記録の訂正は認められない。

請求期間⑦及び⑧について、A社は、当該期間に係る賃金台帳等の資料は保存期間経過のため保管していない旨回答しており、課税庁は、保存期間経過のため当該期間に係る課税資料はない旨回答していることから、請求者の当該期間に係る賞与額及び厚生年金保険料の控除について確認又は推認できない。

請求期間⑨について、A社から提出された 2016 年分賃金台帳兼所得税源泉 徴収簿によると、請求者に対し当該期間に賞与が支払われていないことが確認 できる。

このほか、請求者の請求期間⑦から⑨までに係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間⑦から⑨までにおいて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第 2300398 号 厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第 2400014 号

## 第1 結論

1 平成 12 年 8 月 1 日から平成 14 年 11 月 5 日までの期間について、請求者の A社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることは できない。

2 平成 15 年 8 月 15 日、平成 15 年 12 月 15 日、平成 16 年 8 月 15 日、平成 16 年 12 月 15 日、平成 17 年 8 月 15 日、平成 17 年 12 月 15 日、平成 18 年 8 月 15 日、平成 18 年 12 月 15 日、平成 19 年 8 月 15 日及び平成 19 年 12 月 15 日について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

# 第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成12年8月1日から平成14年11月5日まで

- ② 平成15年8月15日
- ③ 平成15年12月15日
- ④ 平成16年8月15日
- ⑤ 平成 16 年 12 月 15 日
- ⑥ 平成17年8月15日
- ⑦ 平成17年12月15日
- ⑧ 平成18年8月15日
- ⑨ 平成18年12月15日
- ⑩ 平成19年8月15日
- ① 平成19年12月15日

請求期間①について、A社に正社員として勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録がないので、被保険者として認めてほしい旨の年金記録の訂正請求をこれまでに2回行ったところ、いずれも訂正をしないとする決定がされた。

しかし、請求期間①に厚生年金保険に加入していないことは、A社及び社会 保険事務所の責任であり、自分の責任ではないため、訂正しないとする決定に 納得できない。再度、審議の上、当該期間を厚生年金保険の被保険者として記 録を訂正してほしい。

また、請求期間②から⑪までについて、A社から賞与が支払われていたが、 厚生年金保険の記録が漏れているので記録してほしい。

### 第3 判断の理由

1 請求期間①に係る1回目の訂正請求については、A社から提出された請求者の履歴書及び平成12年分給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿、同社の回答、請求者から提出された預金通帳並びに複数の同僚の回答により、請求者が当該期間において同社に勤務していたことが認められるものの、i)同社の事業主は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していなかった旨回答していること、ii)当該期間のうち平成12年8月1日から同年12月1日までの期間について、上述の平成12年分給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿によると、給与から厚生年金保険料は控除されていないことが確認できること、iii)当該期間のうち平成12年12月1日から平成14年11月5日までの期間について、同社は、厚生年金保険料の控除を確認できる資料を保管していないこと、iv)請求者は、当該期間に係る給与明細書等の保険料控除を確認できる資料を保管していないこと、v)複数の同僚に照会を行ったものの、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる回答等は得られないことから、令和3年9月27日付けで年金記録の訂正は必要でないとする東海北陸厚生局長の決定が通知されている。

また、請求期間①に係る2回目の訂正請求については、請求者は、新たにA社における複数の同僚の名前及び同社の関連会社の役員の名前を挙げて話を聞いてほしい旨主張するとともに、A社に正社員として勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険に加入していないことは、同社及び社会保険事務所(当時)の責任である旨の主張をしているところ、i)請求者が名前を挙げた複数の同僚からは回答を得られないこと、ii)請求者が名前を挙げた関連会社の役員は既に退任しており、話を聞けないこと、ii)厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき記録訂正が認められるのは、事業主が被保険者の負担すべき保険料を控除した事実があるにもかかわらず、当該被保険者に係る保険料を納付する義務を履行したことが明らかでない場合であるところ、請求者からは厚生年金保険料の控除に係る新たな資料の提出はないこと、iv)そのほか、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて、再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、令和5年11月20日付けで年金記録の訂正は必要でないとする東海北陸厚生局長の決定が通知されている。

これに対し、請求者は、厚生年金保険に加入していないことは、A社及び社会保険事務所の責任であると主張し、今回、3回目の訂正請求を行っている。

しかしながら、請求者からは厚生年金保険料の控除に係る新たな資料の提出 はなく、そのほかに、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検 討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求 者が厚生年金保険被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 請求期間②から⑪までについて、請求者は、A社から賞与が支払われていた にもかかわらず、賞与に係る記録が漏れている旨主張し、訂正請求を行ってい る。

しかしながら、事業主は、請求期間②から⑪までに係る賃金台帳等の資料を保管していないものの、当該期間に賞与の支払がなかったことを記憶している旨陳述している上、請求者は、請求期間②から⑪までに係る賞与明細書を所持していない旨陳述している。

また、請求者の住所地であるB市は、請求期間②から⑪までに係る税務関係 資料について、保管期間が経過しているため提供できない旨回答している。

さらに、複数の同僚に照会を行ったものの、請求期間②から⑪までに係る賞 与が請求者に支払われ、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことを うかがわせる回答等は得られない。

このほか、請求者の請求期間②から⑪までにおける賞与の支払及び厚生年金 保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間②から⑪までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。